

## 「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方へ

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方は、県営住宅への入居者資格が緩和されています。

### 緩和内容

「県営住宅応募の手引き」5ページにおける共通の「資格要件1」がなくなります。また「資格要件5」も一部緩和されます。内容は次のとおりです。

#### (1) 持ち家があっても応募できます。

県営住宅は本来、持ち家がないことが応募の条件ですが、持ち家があった場合でも応募が可能です。

#### (2) 収入要件の一部が緩和されます。

県営住宅は本来、世帯全員の合計所得額が月額15万8千円以下であることが条件ですが、母子避難等分離避難に限り、世帯全員の合計所得の2分の1の金額を合計所得額とみなします。

### 対象者

平成23年3月11日時点で下記の「支援対象地域」に居住していた方

「支援対象地域」

福島県中通り	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
福島県浜通り	いわき市、相馬市、南相馬市の一部、広野町、檜葉町、富岡町の一部、川内村、大熊町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、新地町、飯館村の一部

### 必要な書類

○避難支援地域内市町村が発行する「居住実績証明書」

### ⚠ 注意

※県営住宅入居後は、災害公営住宅への入居申込ができなくなります。

※県営住宅への入居は、応募多数の場合抽選となります。

※県営住宅は、仮設住宅とは違い家賃が発生します。

※被災された後、住宅を再建された方(災害公営住宅または自力で民間賃貸住宅に入居した方、被災した持ち家を修繕して住んでいる方など)は資格緩和の対象外となります。

※高額所得者に該当する方が入居した場合、入居から5年以上経過した時点で、高額所得認定され住宅を明け渡していただくこととなります。

※「県営住宅応募の手引き」5、6ページにおける元々の資格要件を満たす方は、本記載事項に関係なく応募できます。